

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(1) 第41条
特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
ア 新築されたもの
イ 建築後使用されたことのないもの
特定認定長期優良住宅
ウ 新築されたもの
エ 建築後使用されたことのないもの
認定低炭素住宅
オ 新築されたもの
カ 建築後使用されたことのないもの

(2) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
ア 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
イ ア以外

の規定に基づき、下記所在の家屋 { 年 月 日 { (1) 新築 } (2) 取得 } }

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	①売買 ②競落
備考	

年 月 日

熊本市長

印